

第6章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

屋外広告物は、企業宣伝や日常生活の利便性向上に効果がありますが、その一方で、無秩序かつ過剰に設置されると、景観を損ねてしまいます。このことから、景観計画区域内における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出に関する基本事項については、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため定められた「栃木県屋外広告物条例」の適切な運用と、良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。

※良好な屋外広告物のイメージ



児童館きのこの森



宝積寺駅



企業広告①



企業広告②